

犯罪被害者への理解のために

11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です

「犯罪被害者週間」

ポスター 作品募集

Ishikawa Victim Support Center

最優秀作品は、「犯罪被害者週間」の広報啓発用ポスターとして採用されます。

■応募資格 石川県内に在住又は通勤・通学している方ならどなたでも応募できます。

■応募規定 作品サイズ：A4(縦)

画材・画法：自由(電子データもしくは、手描きイラストなどの紙媒体)

■賞・表彰 最優秀賞 1点 賞状・副賞(5万円)

優秀賞 3点 賞状・副賞(2万円)

※入賞者が高校生以下の場合、副賞の賞金は、賞金相当の図書カードとします。

応募締切 ▶ 平成27年 9月30日(水) ※当日消印有効

■お問い合わせ・作品提出先

公益社団法人 石川被害者サポートセンター

〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎2階

電話番号 076-226-7831 FAX 076-226-7832

E-mail : icsv7830@isis.ocn.ne.jp

URL : <http://www.ishikawa-vsc.org/>

※詳しいことは、裏面をご覧ください ▶

公益社団法人 石川被害者サポートセンター

「犯罪被害者週間」ポスター募集要項

国では、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日を記念し、「11月25日から12月1日まで」の1週間を「犯罪被害者週間」と定めています。

誰もが突然、犯罪や交通事故の被害者になるかもしれません。

命を奪われる、けがを負うなど、直接的な被害だけでなく、事件や事故に遭ったことによる精神的なショックや体調の不良、職を失うことによる経済的困窮、捜査や裁判に伴う負担、うわさ話やマスコミの取材・報道によるストレス等、被害者やそのご家族(ご遺族)は、その後の生活の中で様々な困難に直面し、苦しめられます。

「犯罪被害者週間」では、こうした状況や被害者支援の必要性等について集中的に広報啓発活動を行い、被害者やそのご家族(ご遺族)が、そのつらさを受け止め、少しでも落ち着いた日常生活を取り戻すことができるよう、地域の全ての人に理解と配慮そして協力を呼びかけることを目的としています。

募集内容

犯罪被害者への理解が深まるような「犯罪被害者週間」の広報啓発用のポスター

応募規定

- ・作品サイズ：A4 サイズ(縦)
※作品の裏面に、作品の簡単な説明、氏名(ふりがな)、職業(学校名・学年)、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号を記入してください。
- ・画材・画法：自由(電子データもしくは、手描きイラストなどの紙媒体)
- ・作品の中に、「11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です」等の文言やキャッチコピーを入れるなど、犯罪被害者週間であることがわかるようにしてください。

応募資格

石川県に在住又は通勤・通学している方ならどなたでも応募できます。

応募締切

平成27年 **9月30日(水)** ※当日消印有効

お問い合わせ／作品の提出先

公益社団法人 石川被害者サポートセンター

〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎2階

電話番号 076-226-7831 FAX 076-226-7832

E-mail : icsv7830@isis.ocn.ne.jp

URL : <http://www.ishikawa-vsc.org/>

賞・表彰

・最優秀賞 1点 賞状・副賞(5万円)

・優秀賞 3点 賞状・副賞(2万円)

(入賞された方が高校生以下の場合、副賞の賞金は、賞金相当の図書カードとします。)

※入賞された方には個別にお知らせの上、平成27年12月5日(土)に開催されます「被害者支援フォーラム 2015」の会場において表彰します。

※応募作品について、作品展の開催を予定しております。

公募にあたっての注意

- ・応募作品は、一人何点でも応募できますが、自作で未発表のものに限ります。
- ・応募作品は、原則返却しません。
- ・入賞作品は、広報資料として活用します。そのため、作品の一部を変更して使用する場合があります。
- ・応募作品の著作権は、公益社団法人 石川被害者サポートセンターに帰属します。
- ・応募者の個人情報、この募集に係る業務以外には使用しません。

